

環境農林水産常任委員会資料

令和6年6月19日～6月20日

農政水産部

目次

ページ

I	予算議案	3-16
	□ 議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	
	□ 議案第14号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	
II	報告事項	17-23
	□ 損害賠償額を定めたことについて	
	□ 令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書	
	□ 令和5年度宮崎県事故繰越し繰越計算書	
III	その他報告事項	24
	□ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定について	

I 予算議案

【議案第1号】 令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）

【議案第14号】 令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）

歳出予算説明資料（部別総括表） 農政水産部

（単位：千円）

区分	令和 6 年度						令和 5 年度		
	補正前の額	補正額		財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
		議案第 1 号	議案第14号	国庫支出金	その他特定	一般財源			
農政水産部	42, 864, 192	135, 735	10, 875	135, 735	0	10, 875	43, 010, 802	41, 022, 634	41, 795, 775
一般会計	42, 628, 289	135, 735	10, 875	135, 735	0	10, 875	42, 774, 899	40, 806, 456	41, 541, 017
農政企画課	2, 689, 415	0	0	0	0	0	2, 689, 415	2, 471, 895	2, 198, 224
農業流通ブランド課	461, 637	128, 908	0	128, 908	0	0	590, 545	404, 505	599, 052
農業普及技術課	3, 824, 727	0	0	0	0	0	3, 824, 727	3, 581, 245	4, 141, 543
農産園芸課	1, 859, 910	3, 880	10, 875	3, 880	0	10, 875	1, 874, 665	2, 114, 993	1, 068, 639
畜産振興課	7, 842, 264	0	0	0	0	0	7, 842, 264	7, 065, 775	6, 934, 039
家畜防疫対策課	1, 012, 525	0	0	0	0	0	1, 012, 525	1, 385, 658	1, 388, 355
農村計画課	3, 408, 144	0	0	0	0	0	3, 408, 144	2, 677, 894	2, 712, 872
農村整備課	13, 279, 418	0	0	0	0	0	13, 279, 418	13, 290, 364	14, 625, 318
担い手農地対策課	3, 177, 654	2, 947	0	2, 947	0	0	3, 180, 601	3, 028, 055	2, 382, 972
水産政策課	1, 512, 075	0	0	0	0	0	1, 512, 075	1, 426, 949	1, 827, 120
漁業管理課	3, 560, 520	0	0	0	0	0	3, 560, 520	3, 359, 123	3, 662, 883
特別会計	235, 903	0	0	0	0	0	235, 903	216, 178	254, 758
水産政策課	235, 903	0	0	0	0	0	235, 903	216, 178	254, 758

【議案第 1 号】 令和 6 年度宮崎県一般会計補正予算（繰越明許費の追加）

課 名	款	項	事 業 名	金額（千円）
農 村 整 備 課	農 林 水 産 業 費	農 地 費	公共土地改良事業	795,000
農政水産部 計 1 事業				795,000

農政水産部における硫黄山河川白濁に伴う対応について

1 緊急的な対応

○**新** 硫黄山周辺地域水田農業緊急支援事業

【11百万円】

- 生産者の意欲低下の防止や水田の機能維持、飼料供給体制の維持を図るため、緊急的に飼料作物や地力増進作物の作付けを支援

○ みやざきの農を支えるひなた資金（災害資金）

- 被害農業者の経営安定化に係る経費を低利で融資する災害資金の対象に「令和6年硫黄山河川白濁に係る農作物等被害」を指定

2 抜本的な対応

○ 代替水源等の対策や水田の畑地化に向けた検討を支援

- えびの市など関係機関と一体となり、今後の営農のあり方に関する地域での話し合いを支援し、地元農家の意向を踏まえた対策を実施

- ＜対策の方向性＞
- ・ 水稻作付けの継続に向けた用水確保の検討
 - ・ 高収益作物の作付けが可能となる基盤整備
 - ・ 水田の畑地化

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
農業流通ブランド課 計	461,637	128,908	128,908	0	0	590,545	404,505	599,052
一般会計	461,637	128,908	128,908	0	0	590,545	404,505	599,052
（款）農林水産業費	461,637	128,908	128,908	0	0	590,545	404,505	599,052
（項）農業費	461,637	128,908	128,908	0	0	590,545	404,505	599,052
（目）農業総務費	366,454	128,908	128,908	0	0	495,362	336,261	550,842
（目）農業振興費	95,183	0	0	0	0	95,183	68,244	48,210

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
農業総務費	128,908	新みやざきブランド推進対策事業費	43,474	6,000	みやざきブランドの推進に要する経費【国庫補助決定に伴う補正】 1 みやざきブランド「強み」向上支援事業 6,000 （国1／2 事業主体1／2）	49,474
		農産物流通体制確立対策費	102,205	122,908	農産物の流通販売対策及び大消費地における販路拡大や合理的な流通を総合的に推進するために要する経費【国庫補助事業実施に伴う補正】 1 農産物等輸出拡大施設整備事業 73,000 （国1／2 事業主体1／2） 2 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 49,908 （国1／2 事業主体1／2）	225,113

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
農産園芸課 計	1,859,910	3,880	3,880	0	0	1,863,790	2,114,993	1,068,639
一般会計	1,859,910	3,880	3,880	0	0	1,863,790	2,114,993	1,068,639
（款）農林水産業費	1,859,910	3,880	3,880	0	0	1,863,790	2,114,993	1,068,639
（項）農業費	1,859,910	3,880	3,880	0	0	1,863,790	2,114,993	1,068,639
（目）農業総務費	190,959	0	0	0	0	190,959	181,094	187,151
（目）農作物対策費	1,666,788	3,880	3,880	0	0	1,670,668	1,932,377	879,966
（目）食糧管理費	2,163	0	0	0	0	2,163	1,522	1,522

目		事項				
		事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
農作物対策費	3,880	みやざき米政策改革推進対策支援事業費	198,949	3,880	需要に応じた米生産や地域振興作物の定着・拡大による生産性の高い水田農業経営を確立するために要する経費【国庫補助決定に伴う補正】 1 みやざき水田農業確立推進体制整備事業 (国10／10) 3,880	202,829

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
農産園芸課 計	1,863,790	10,875	0	0	10,875	1,874,665	2,114,993	1,068,639
一般会計	1,863,790	10,875	0	0	10,875	1,874,665	2,114,993	1,068,639
（款）農林水産業費	1,863,790	10,875	0	0	10,875	1,874,665	2,114,993	1,068,639
（項）農業費	1,863,790	10,875	0	0	10,875	1,874,665	2,114,993	1,068,639
（目）農業総務費	190,959	0	0	0	0	190,959	181,094	187,151
（目）農作物対策費	1,670,668	10,875	0	0	10,875	1,681,543	1,932,377	879,966
（目）食糧管理費	2,163	0	0	0	0	2,163	1,522	1,522

（単位：千円）

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
農作物対策費	10,875	[新]硫黄山周辺地域水田農業緊急支援事業費	0	10,875	硫黄山周辺地域を対象とした代替作物導入等に要する経費 【活動火山対策に伴う補正】 [新] 1 硫黄山周辺地域水田農業緊急支援事業	10,875
					10,875	

新 硫黄山周辺地域水田農業緊急支援事業

農産園芸課 10,875千円

【財源：一般財源】

事業の目的

硫黄山による河川白濁・水質悪化により一部地域で水稻作付けができなくなったことから、それらの地域に対し、えびの市と連携した代替作物導入等の緊急支援により、生産者の意欲低下の防止や水田の機能維持、飼料供給体制の維持を図る。

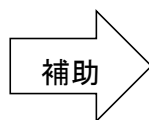
事業の概要

(1) 事業内容

- 代替作物導入等支援事業 10,875千円（補助率 定額）
 - ア 飼料作物緊急導入支援
 - イ 地力増進作物緊急導入支援
 - ウ 飼料作物二毛作支援
 - エ 農地保全支援

(2) 事業の仕組み

- 県（定額）



えびの市農業再生協議会



(3) 成果指標

水田耕作面積	令和6年度	70ha	（現状維持）
飼料の確保	令和5年度	739t	→ 令和6年度 支援前 300t → 支援後 700t

事業の期間

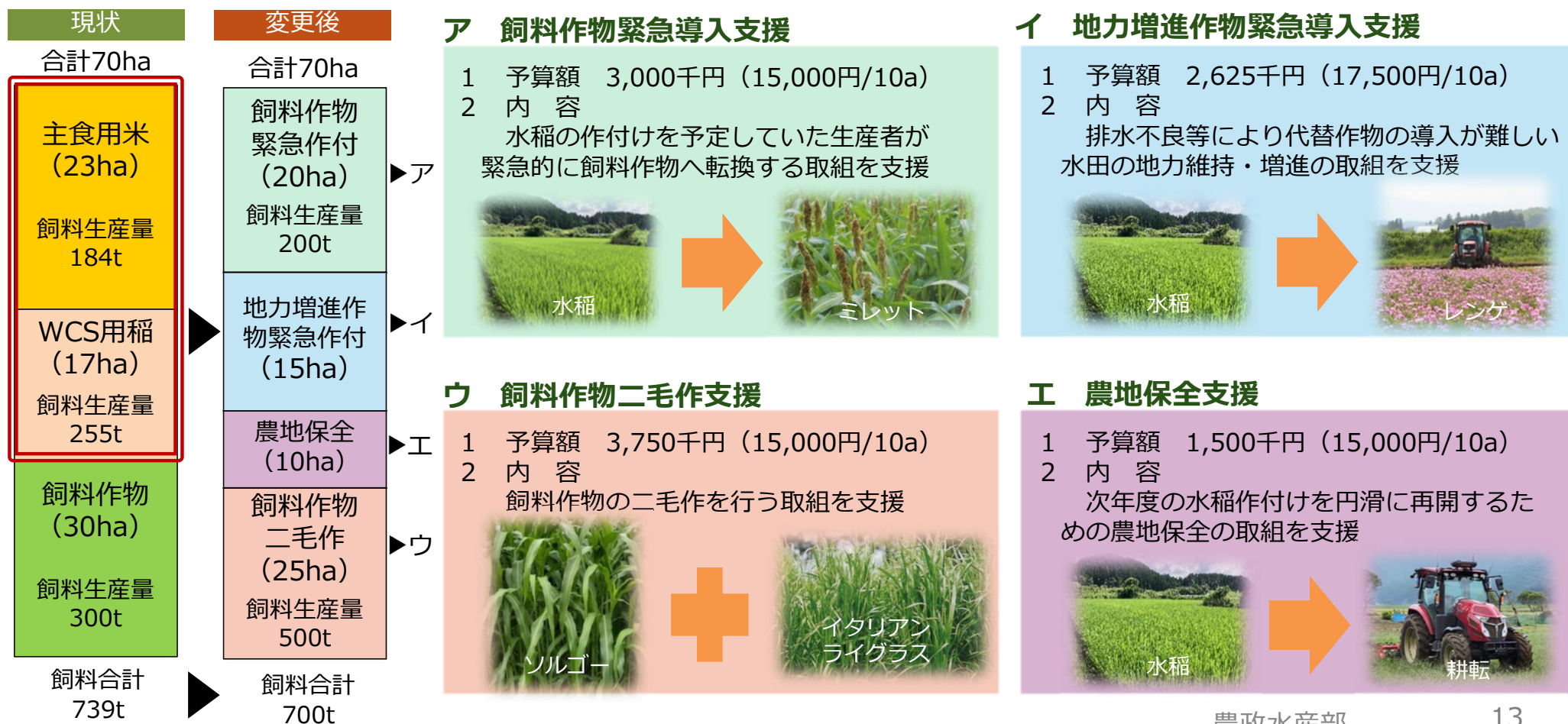
令和6年度

硫黄山による河川白濁・水質悪化により一部地域で水稲作付けができない状況となり、この対策として、抜本的には、代替水源の確保や畑地化に向けた検討が必要であるが、まずは緊急的に、生産者の意欲低下の防止や水田の機能維持を図るとともに、地域内の飼料供給を維持するため、代替作物の導入等を支援する。

代替作物導入等支援事業

事業実施主体 えびの市農業再生協議会

予算額 10,875千円



令和6年度硫黄山周辺地域水田農業緊急支援事業における取組メニューごとの支援額について

(10a当たりの金額)

取組メニュー	国 (戦略作物助成)	国 (産地交付金)	県 (緊急支援事業)	えびの市 (緊急支援事業)	合計
ア 飼料作物緊急導入支援 (主食用米) → 飼料作物	35,000円 (飼料作物)	0円	15,000円	15,000円	65,000円
イ 地力増進作物緊急導入支援 (主食用米) → 地力増進作物 (レンゲ等)	0円	20,000円以内 (地力増進作物)	17,500円	17,500円	55,000円以内
ウ 飼料作物二毛作支援 飼料作物 + 飼料作物	35,000円 (飼料作物)	10,000円以内 (二毛作の取組)	15,000円	15,000円	75,000円以内
エ 農地保全支援 (主食用米) → 農地保全	0円	0円	15,000円	15,000円	30,000円

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
担い手農地対策課 計	3,177,654	2,947	2,947	0	0	3,180,601	3,028,055	2,382,972
一般会計	3,177,654	2,947	2,947	0	0	3,180,601	3,028,055	2,382,972
（款）農林水産業費	3,177,654	2,947	2,947	0	0	3,180,601	3,028,055	2,382,972
（項）農業費	2,971,114	2,947	2,947	0	0	2,974,061	2,922,168	2,164,466
（目）農業総務費	695,473	0	0	0	0	695,473	662,113	620,494
（目）農業改良普及費	962,715	2,947	2,947	0	0	965,662	1,105,715	669,305
（目）農業振興費	1,312,926	0	0	0	0	1,312,926	1,154,340	874,667
（項）農地費	206,540	0	0	0	0	206,540	105,887	218,506
（目）農地総務費	92,997	0	0	0	0	92,997	0	92,193
（目）農地調整費	113,543	0	0	0	0	113,543	105,887	126,313

(単位：千円)

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
農業改良普及費	2,947	青年農業者育成確保総合対策事業費	962,715	2,947	就農希望者に対する就農啓発から定着までの総合的な支援や青年農業者の育成に要する経費【国庫補助決定に伴う補正】 1 みやざき農業の未来を切り拓く人材育成カリキュラム強化事業 (国定額)	965,662
					2,947	

Ⅱ 報告事項

損害賠償額を定めたことについて

農政企画課

主管課	事案発生日 及び 事案発生場所	事案内容	相手方	損害賠償額	専決 年月日
農政企画課	令和5年10月26日 西都市大字岡富436番地 北西方約250メートル先 路上	県有車両による 交通事故	西都市上町1丁目46番地 杉安堰土地改良区 理事長 橋口 久徳	円 119,900	令和6年 4月25日

令和 5 年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

主管課	款	項	事業名	翌年度繰越額
農業普及技術課 (1事業)	農林水産業費	農業費	活動火山周辺地域防災営農対策事業	66,623,000
	小計			66,623,000
農産園芸課 (1事業)	農林水産業費	農業費	施設園芸ハウス長寿命化緊急支援事業	41,000,000
	小計			41,000,000

令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

主管課	款	項	事業名	翌年度繰越額
畜産振興課 (10事業)	農林水産業費	畜産業費	畜産競争力強化整備事業	2,316,704,000
	農林水産業費	畜産業費	酪農経営体質強化緊急支援事業	31,252,000
	農林水産業費	畜産業費	乳用後継牛育成預託支援緊急対策事業	13,825,000
	農林水産業費	畜産業費	県産牛肉消費拡大緊急対策事業	9,000,000
	農林水産業費	畜産業費	畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業	172,770,000
	農林水産業費	畜産業費	宮崎県和牛繁殖経営維持緊急対策事業	91,160,000
	農林水産業費	畜産業費	畜産飼料流通効率化緊急支援事業	18,000,000
	農林水産業費	畜産業費	畜産経営飼料高騰対策支援事業	392,600,000
	農林水産業費	畜産業費	畜産基盤再編総合整備事業	214,729,000
	農林水産業費	畜産業費	養豚試験事業	4,468,000
	小計			3,264,508,000
家畜防疫対策課 (1事業)	農林水産業費	畜産業費	家畜保健衛生所施設・設備等整備事業	37,582,000
	小計			37,582,000

令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

主管課	款	項	事業名	翌年度繰越額
農村計画課 (3事業)	農林水産業費	農業費	基幹水利施設管理事業	2,560,000
	農林水産業費	地費	地籍調査事業	755,448,000
	農林水産業費	地費	県単農業農村整備計画策定事業	7,500,000
	小計			765,508,000
農村整備課 (7事業)	農林水産業費	農業費	公共農村総合整備対策事業	651,970,000
	農林水産業費	地費	土地改良区統合整備総合対策事業	5,164,000
	農林水産業費	地費	県単土地改良事業	30,169,000
	農林水産業費	地費	公共土地改良事業	3,986,937,000
	農林水産業費	地費	公共農道整備事業	48,206,000
	農林水産業費	地費	公共農地防災事業	1,753,037,000
	災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	耕地災害復旧事業	707,424,000
	小計			7,182,907,000

令和 5 年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

主管課	款	項	事業名	翌年度繰越額
担い手農地対策課 (4事業)	農林水産業費	農業費	農業大学校教育カリキュラム強化事業	6,834,000
	農林水産業費	農業費	農業経営体育成支援事業	11,217,000
	農林水産業費	農業費	農業大学校施設緊急整備事業	10,616,000
	農林水産業費	農地費	盛土防災総合推進事業	24,295,743
	小計			52,962,743
水産政策課 (1事業)	農林水産業費	水産業費	水産試験場施設整備事業	159,976,000
	小計			159,976,000

令和 5 年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

主管課	款	項	事業名	翌年度繰越額
漁業管理課 (5事業)	農林水産業費	水産業費	県単漁港維持管理事業	49,700,000
	農林水産業費	水産業費	県単漁港調査事業	9,777,000
	農林水産業費	水産業費	水産基盤（漁港）整備事業	1,491,800,000
	農林水産業費	水産業費	県単漁港建設事業	49,459,000
	土木費	河川海岸費	公共海岸保全漁港事業	208,440,000
	小計			1,809,176,000
農政水産部計 33事業				13,380,242,743

令和5年度宮崎県事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

課 名	款	項	事 業 名	翌 年 度 繰 越 額	説 明
農産園芸課 （２事業）	農 林 水 産 業 費	農 業 費	産地パワーアップ計画支援事業	103,500,000	能登半島地震及びイスラエル情勢の悪化により、必要な資機材の調達に日時を要したことによるもの。
	農 林 水 産 業 費	農 業 費	宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業	173,400,000	世界的な半導体需要の増加等による供給不足により必要な資材の調達に日時を要したことによるもの。
	小 計			276,900,000	
畜産振興課 （１事業）	農 林 水 産 業 費	畜 産 業 費	畜産基盤再編総合整備事業	12,193,000	配管移設工事の追加により、事業主体において事業が繰越しとなることによるもの。
	小 計			12,193,000	
農村整備課 （４事業）	農 林 水 産 業 費	農 業 費	公共農村総合整備対策事業	34,600,000	入札不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足することによるもの。
	農 林 水 産 業 費	農 地 費	農業水利施設電気料金高騰対策支援事業	11,610,000	揚水ポンプや部品等の調達に想定以上の日時を要したことによるもの。
	農 林 水 産 業 費	農 地 費	公共土地改良事業	279,800,000	台風による工事箇所の被災や、区画整理工事における工法検討等に不測の日数を要したことによるもの。
	農 林 水 産 業 費	農 地 費	公共農地防災事業	125,996,000	入札不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足することによるもの。
	小 計			452,006,000	
農政水産部計 7事業				741,099,000	

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定について

環境森林部
農政水産部
県土整備部

土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月に施行された。

令和7年5月（予定）の規制区域の指定に向けて、今後、規制区域（案）に関する市町村長への意見聴取、パブリックコメントを実施する。

盛土規制法の概要

①規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定（宮崎市内の規制区域は宮崎市が指定）

②安全な盛土等の造成

規制区域内で行われる一定規模以上の盛土等は、知事（宮崎市内の盛土等は宮崎市長）の許可が必要

③盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常時安全な状態に維持する必要がある、原因行為者も是正措置等の命令の対象になりうる。

④実効性のある罰則

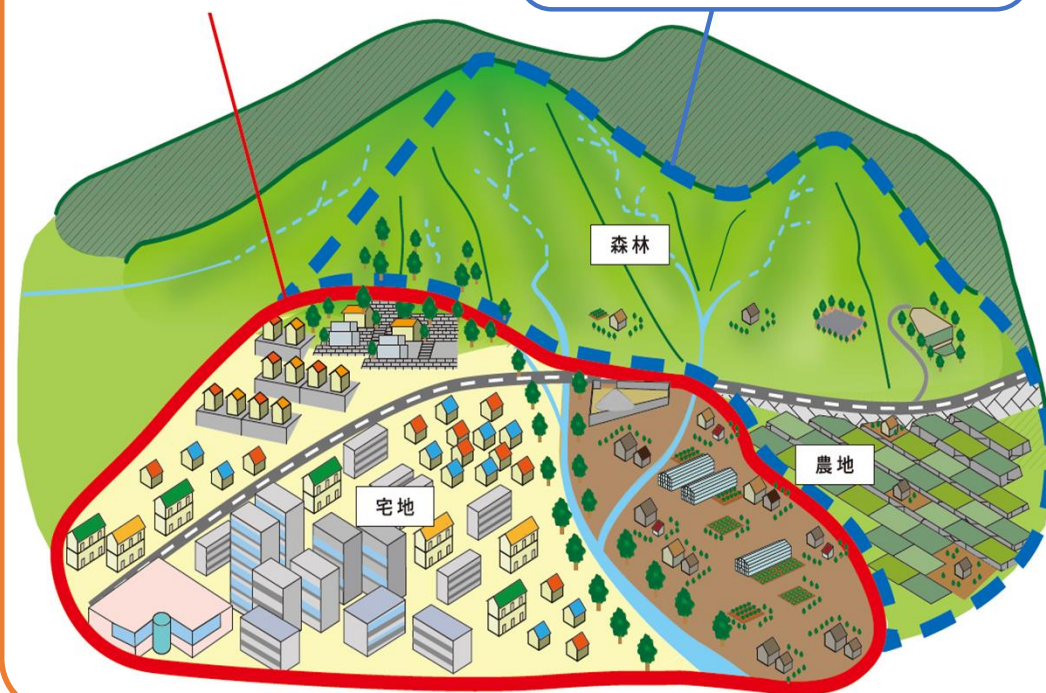
罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化

規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域
市街地や集落、その周辺など

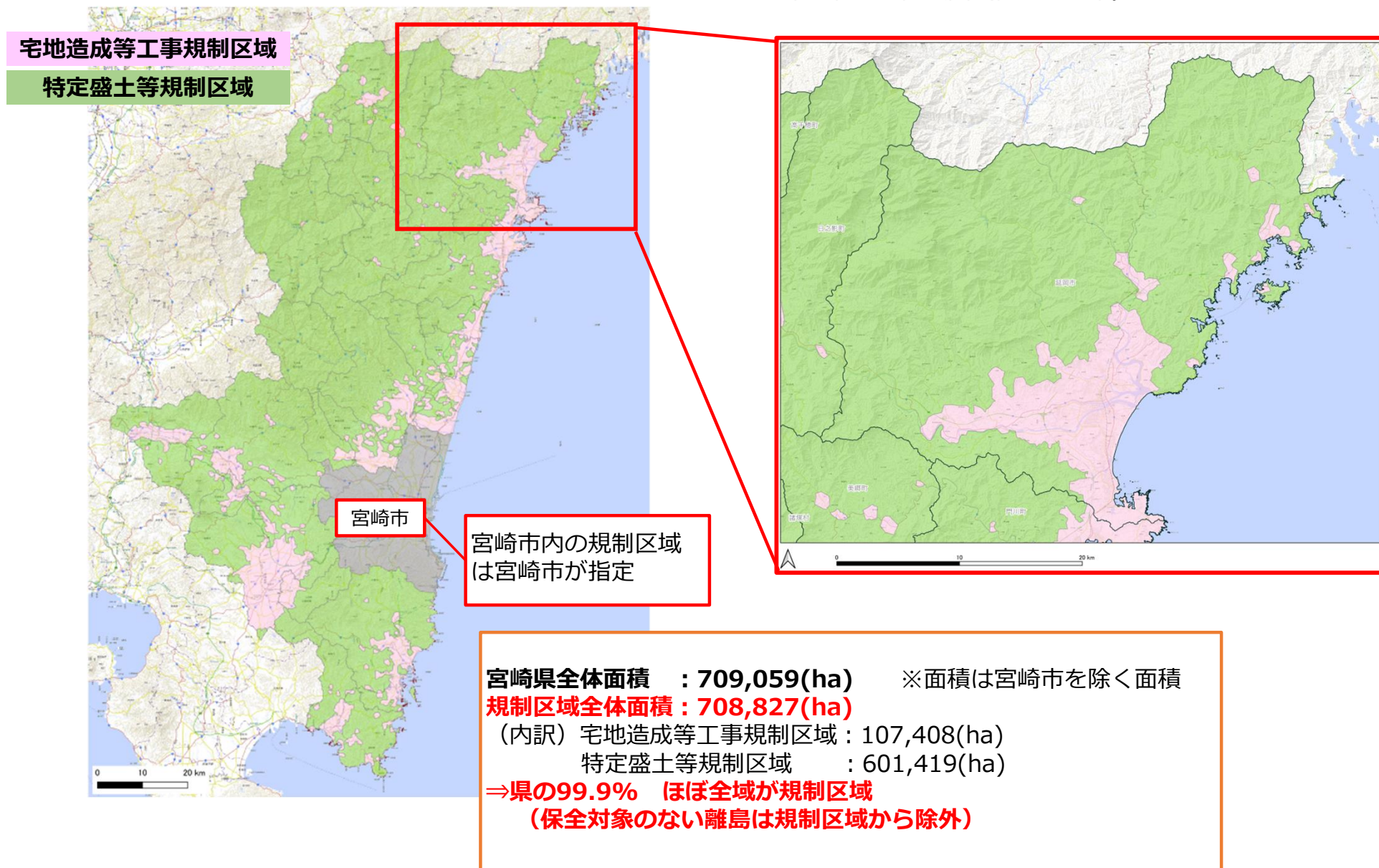
特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域



<規制区域（案）：宮崎県全域図>

市町村毎の区域図（例：延岡市）

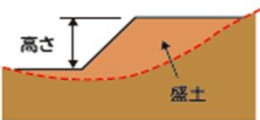
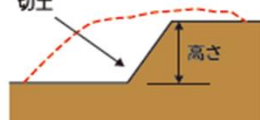
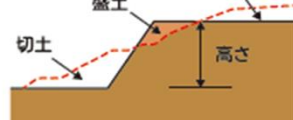
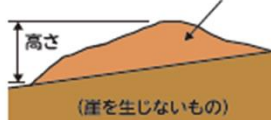
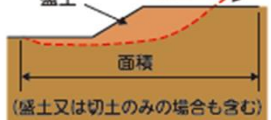


許可対象となる盛土等の規模（施行令第3条等）

＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞

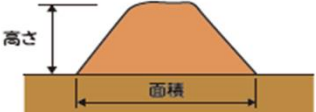
宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

○盛土規制法の適用除外

例：公共施設用地内（道路・公園・河川など）で行われる公共工事、工事に付随して行われる現場付近での一時的な土石の堆積、他法令（砂利採取法等）で許可等が得られ災害の発生のおそれがないと認められる行為、通常の営農行為（耕起、整地等）等

許可申請から工事完了までの流れ

許可申請前

土地所有者等の同意

周辺住民への事前周知

許可申請

工事主⇒県（宮崎市）申請

許可基準への適合

（許可基準）

- 安全基準に適合すること
- 必要な資力・信用を有すること

都道府県知事等の許可

工事着手

現場での標識掲示

定期報告

施工状況を3ヶ月ごとに報告
※一定規模以上の盛土等が対象

中間検査

工事完了後に確認困難となる
排水施設の現地検査
※一定規模以上の盛土等が対象

工事完了

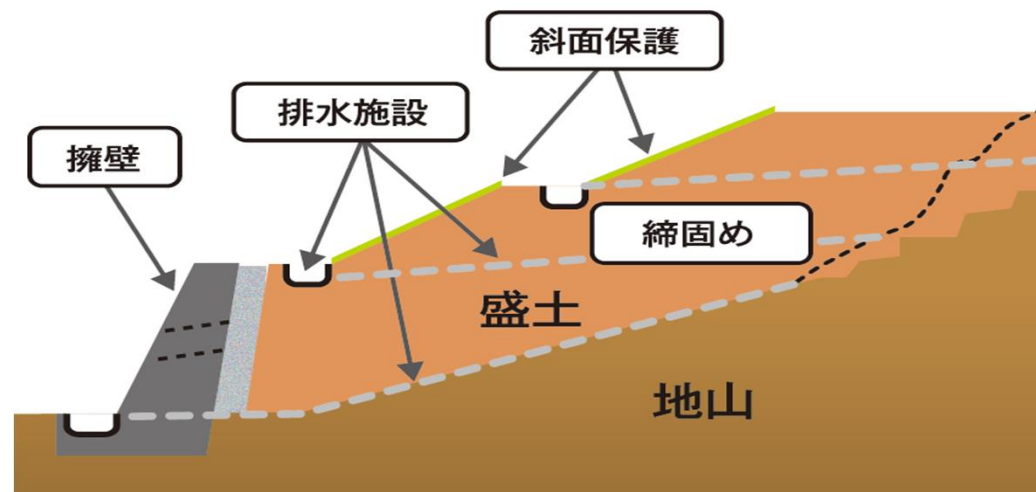
完了検査

安全基準への適合について現地
検査（盛土の形状等）

盛土等の安全基準（法第13条等）

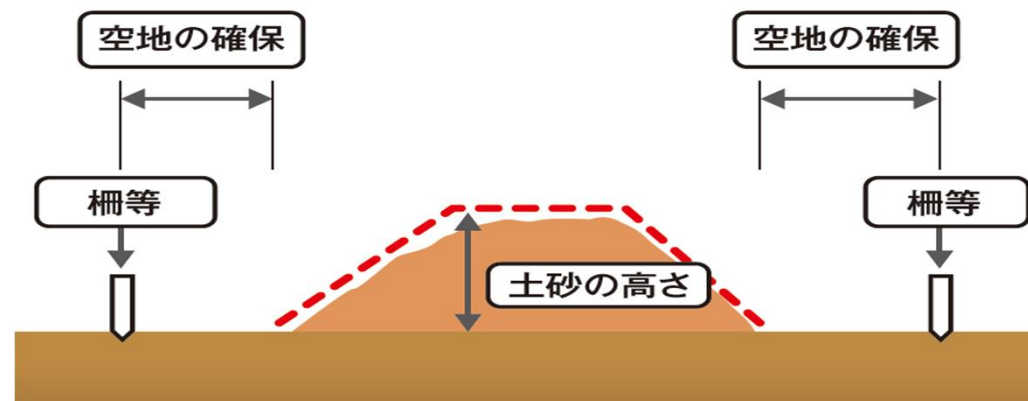
＜盛土・切土＞

- ・盛土内に水がたまらないよう排水施設を設置
- ・崩れにくくするために締固めを実施 等

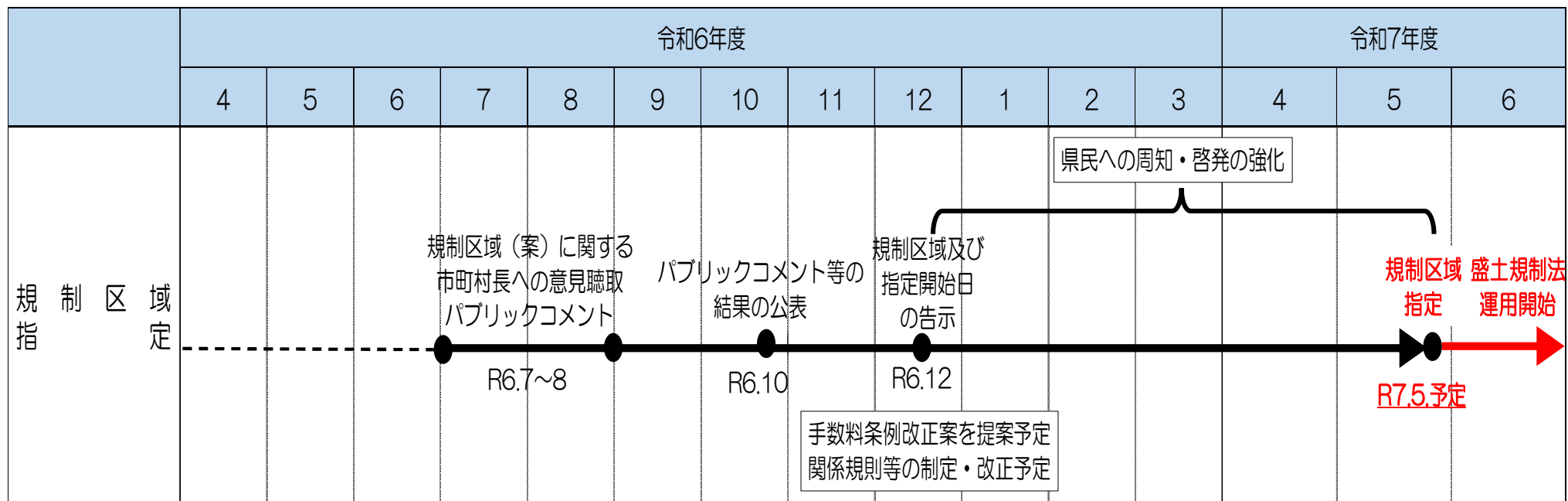


＜土砂の仮置き＞

- ・周囲との安全な距離を保つために、空地を確保 等



＜規制区域の指定までのスケジュール＞



※規制区域の指定日は宮崎市と同日を予定